

○所持許可を受けた者に対する指示

(第 10 条の 9 第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 4 年 3 月 15 日

処分基準

令和 4 年 3 月 15 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 10 条の 9 第 1 項
処分の概要	所持許可を受けた者に対する指示
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条(許可)、第 6 条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第 10 条の 9 第 1 項 火薬類取締法第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第 12 条(猟銃用火薬等)
処分基準	銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 9 第 1 項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認めるときで、 ・その違反行為が比較的軽微である。 ・違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない。 ・違反行為の再発防止が期待できる。 等の条件を満たす場合は、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室